

〈定期刊行物レビュー〉

保 険

○消費者集合訴訟制度に関する諸問題 —保険会社・保険業務を中心に— (浅井 弘章)

(保険学雑誌 第 618 号 平成 24 年 9 月 : 日本保険学会)

消費者庁は平成 24 年 8 月に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に関する意見公募を実施し、新たな訴訟制度の導入に向けた取組が進められている。本稿では、この新訴訟制度の概要とともに、本制度が導入された場合の保険会社への影響について説明されている。

新訴訟制度は、個々の消費者に共通する争点を審議する「共通争点の確認の訴え」および個々の消費者の被害額認定等を行う「個別請求権の確定訴訟」の 2 段階の手続で構成され、いずれも内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体（特定適格消費者団体）が原告となる。

筆者は、保険分野において想定される共通争点の確認の訴えには、保険契約の無効・取消を理由とした保険料返還請求に係る紛争や、保険会社が免責条項を理由に保険金支払を拒否した保険金請求事案に対し保険契約者が免責条項を無効として保険金支払を求める紛争、不適切な募集文書に基づく保険の募集に起因した紛争などが挙げられるとする。

そして保険会社の対応策として、筆者は、国民生活センター等が公表する苦情・相談情報への一層の注視および自社内での苦情・相談の受付態勢および解決態勢の拡充を挙げている。このほか、保険募集業務との関係では、保険会社は保険募集文書の審査体制の強化・充実、適切な保険募集が行われていることを明確に示す募集文書の整備および不適切な広告・保険募集文書が発見された場合の適切な対応に留意すべきだとしている。また、保険金支払業務においては、多数の保険契約者に関係する免責事由の解釈に係る有無責の紛争は共通争点の確認の訴えの対象となり得るため注意が必要だとし、契約管理業務では、判定法理から離れた取扱いをしている保険会社の事務は適宜見直しを行う必要があると述べて本稿を結んでいる。

○原子力損害賠償制度に対する原子力損害賠償支援機構の影響 (佐藤 大介)

(損害保険研究 第 74 卷 第 2 号 2012.8 : 損害保険事業総合研究所)

2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋地震およびこれを原因とする津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、同年 9 月に原子力損害賠償支援機構が設立された。本稿では、同機構設立後のわが国の原子力損害賠償制度のあり方について考察を行っている。

わが国における原子力事故発生時の損害賠償責任は原子力事業者にあるが、そのうちの一定額までは、民間の損害保険会社が共同行為として組織する日本原子力保険プールによる原子力損害賠償責任保険、および日本政府との間での補償契約（政府補償）

等により、賠償資力が確保されている。これら民間保険および政府補償等による損害賠償措置の金額は、原子力事業者の事業の種類に応じて 1,200 億円、240 億円、40 億円の 3 種類が定められており、電力会社の原子力発電所の損害賠償措置の金額は 1,200 億円となっている。

現在、電力会社の原子力発電所における事故について、わが国の「原子力損害の賠償に関する法律」では、1,200 億円の損害賠償措置を超える原子力損害は原子力事業者が無限責任を負うこととなっており、国はあくまで必要があれば支援するという規定となっているが、筆者はこの点を問題点として指摘している。そして、その問題点への対処方法の一例として、原子力事業者の共済制度を設け同制度の補償額を超過する損害を国家補償としている米国の原子力事故賠償スキームを紹介している。

最後に、わが国において、原子力損害賠償制度に関する新たな損害賠償措置を検討するのであれば、その前段として、わが国のエネルギー政策における原子力発電の必要性、使用済燃料を再処理した後に残る高レベル放射性廃棄物の処分地・処分方法等の議論から開始し、国民の合意形成を図る必要があると結んでいる。

○再保険の進化と最近の再保険市場 —再保険の多様性とファイナンス理論の浸透—

(小林 篤)

(損保ジャパン総研レポート Vol.61 2012.9.28 : 損保ジャパン総合研究所)

本稿は、再保険の誕生からその後の環境に適合変化してきた沿革と近年の多様な様相に着目して、再保険市場の動向を描写している。

筆者は、まず、再保険の長期的な展開の経過を振り返り、特に、1990 年代以降、金融工学の技術を使って、資本調達とリスクマネジメント手段の革新が進んだ経緯を中心に説明している。1990 年代には、保険に代替する移転手段 (ART) が資本市場との交流に伴って発展し、再保険市場は資本市場と接合・融合するようになった。再保険市場は、伝統的な再保険関係者以外の参加者 (資本市場の投資銀行、投資家、公認会計士、弁護士等) も重要な役割を担う多様な参加者が存在する市場に進化したとしている。続いて、近年における再保険の多様性の一例として、損害保険の再保険に限らず、世界的に (特に米国において)、生命再保険、ヘルスケア再保険なども広く利用されていることを紹介している。

さらに、2000 年代には、再保険の世界に統合的リスク管理 (ERM) とファイナンス理論が浸透したことを取り上げている。再保険は、他の保険者の保険金支払責任と資産が一体化したポートフォリオの移転を受け、長期的な時間軸のなかでリスクを分散するものであるため、もともとファイナンスとの親和性がある。現時点で振り返れば、ART の誕生も自然な流れであり、再保険市場分析にファイナンス理論が浸透しているのは、過去の流れと再保険のファイナンスとの親和性を反映したものであり、当然のことであると結んでいる。

銀行・証券

○金融と規制の変化－世界金融危機のリスクはなぜ見過ごされたか（天谷 知子）

（月刊資本市場 No.325 2012.9：資本市場研究会）

本稿は、世界金融危機に各国金融監督者が対応できなかった要因について、危機以前の金融監督者の認識および市場環境等の背景を含めて解説した講演要旨である。

金融庁での国際的な金融規制・監督業務や金融機関の検査・監督業務の経験を有し、大学で金融規制を教えている講演者は、2003年から2006年にかけての金融安定化フォーラム（FSF）や保険監督者国際機構（IAIS）等の金融監督者の国際機関が、金融危機の主要な要因となった証券化商品のリスクの増大等の問題を認識していたことを示す各種報告の実態を説明している。

その上で、講演者は、当時、懸念される状況の認識があっても、情報交換や協力の場であったFSF等の国際的枠組では、分析やシミュレーションのために各国金融当局にデータ収集の協力を促すことは困難な状況であったことを説明している。また、講演者は、各国当局の積極的な対応を阻んだ要因として、金融機関は業績が良くて成功者のように見られ、住宅取得促進等の国の政策目標にも貢献していると見られていた中で、金融機関の活動にブレーキをかける規制を行うことは困難であった状況や、規制する側が規制される側の影響を受け過ぎて、結果として規制される側の意に沿った行動をとる規制の虜（regulatory capture）となっていた状況などを挙げている。

さらに、講演者は、上記の反省から、バーゼルⅡの第2の柱による裁量的な資本強化とバーゼルⅢの数値基準に基づく資本強化の例を挙げ、金融監督者による規制強化の議論に裁量的手法と強制的手法の2つの方向があることを説明し、両方とも機能しない場合は、金融機関の業務自体を制限する議論に向かうだろうとの見通しを述べている。

○英国の新たな金融監督体制－マクロプルーデンスに重点を置いた体制づくり－

（小立 敬）

（月刊資本市場 No.323 2012.7：資本市場研究会）

本稿は、英国において2012年1月に財務省から議会に提出され、2012年末の法案成立に向け現在議会で審議が行われている、金融サービス法案（Financial Service Bill）による金融監督体制の抜本的な改革に関する解説である。

本稿では、まず、英国の金融監督体制の改革の背景にある、金融危機で明らかになった現行体制の不備・欠陥を説明している。その上で、現行体制の失敗の反省を踏まえ、現在の金融サービス機構（FSA）を解体して新設される次の3つの機関の役割・機能、新たな金融監督体制での政策実行プロセス等について解説している。

①英国の金融システム安定、マクロプルーデンス（マクロ健全性）監視を担う、金

融安定政策委員会（FPC）をイングランド銀行（BOE）に設置

②マイクロプルーデンス（マイクロ健全性）規制を必要とする金融機関の財務健全性を監督する、プルーデンス規制機構（PRA）を BOE 子会社として設置

③英国の金融システムの信認の保護・改善を図る業務行為規制（消費者保護・市場行為規制）を担う、金融行為監督機構（FCA）を独立した規制当局として設置

さらに、本稿は、新たな監督体制に移行後、実効的なマクロプルーデンス政策を実現する上で解決しなければならない重要な課題として、BOE が新体制のもとで、金融機関の健全性確保（資本増強等）およびそれと異なる側面を持つ金融政策（インフレ抑制等）の双方に責任を負うことで、これらの政策間で齟齬をきたさないよう、協調・相互補完することが重要としている。

最後に筆者は、今回の英国の金融監督体制の改革は、わが国のマクロプルーデンス政策にも示唆を与える先行事例として、注目すべき改革であると結んでいる。